

第 40 回泊地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和7年7月4日（金）10：30～11：05

2. 場 所

北海道庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、総務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省・自衛隊、気象庁
- (2) 関係自治体等 : 北海道、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部
- (3) オブザーバー : 泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、北海道電力株
- (4) 庶務 : 内閣府 尾畑推進官、湯澤補佐、山本専門職、長澤専門官、山瀬補佐、星野主査、松崎主査、松浮主査
太田防災専門官

4. 議 題

- (1) 「泊地域の緊急時対応」の改定について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・資料1 「泊地域の緊急時対応」の改定について（案）
- ・資料2 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）
- ・資料3 泊地域の緊急時対応（全体版）（案）

6. 概 要

(1) 「泊地域の緊急時対応」の改定について

○内閣府から、資料1及び2に基づき、「泊地域の緊急時対応」の改定の概要等について説明を行うとともに、資料3に基づき、「泊地域の緊急時対応」の改定案について前回第39回作業部会からの修正点を中心に説明を行い、出席者間でその内容を確認した。

- 北海道電力から、泊村の UPZ から一時滞在場所までの主な経路として、新たに開通した道道泊共和線が示されていない意図について確認があった。
これに対して内閣府から、放射性物質放出前に避難を実施する泊村の PAZ の避難経路については、道道泊共和線を基本経路の 1 つとしているのに対し、放射性物質放出後に避難を実施する泊村の UPZ については、道道泊共和線を使う場合、発電所に近づいて避難することになるため、発電所に近づかないで避難できる当丸峠を避難経路として定めている旨回答した。
- 陸上自衛隊から、航空機モニタリングを行う際に使用するヘリ搭載用のモニタリング機器は既に整備されているのか質問があった。
これに対して内閣府から、モニタリング機材は原子力規制庁と JAEA により既に整備されている旨の回答があり、原子力規制庁からも同様の認識である旨の回答があった。
- また、陸上自衛隊から、緊急時対応の改定案に記載のある避難退域時検査の運営体制の図を「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に掲載されている組織図及び人員の項目と合わせていただけないかと要望があった。
これに対して内閣府から、緊急時対応の改定案に描かれている図はあくまで一例であり、実発災時は臨機応変に体制を調整していくことになるものの、指摘を踏まえて必要に応じて修正を検討する旨回答した。
- 北海道庁から、今般の改定に関わった内閣府や関係町村・関係機関に対して謝意が述べられた。また、緊急時対応の改定をもって完了ではなく、実効性を上げるために、国・関係町村・関係機関との連携・協力の下で訓練を積み重ね、不断に計画を見直していくことが重要だとの考えを示すとともに、今年 10 月に予定している原子力防災訓練では、改定予定の緊急時対応を踏まえた訓練を実施したいとの考えが示され、国の職員の参加も含め、訓練への協力依頼があった。
これに対して内閣府からも今般の改定に関わった関係自治体・関係機関に謝意が述べられた。加えて、内閣府としても原子力防災体制の継続的な充実・強化は重要だと認識しており、北海道主催の訓練についても必要な支援や協力をしていきたい旨回答した。
- 事務局から、今後、誤記や表現ぶりの修正など、内容に関わらない細かい修正点が見つかった場合には、内閣府と北海道庁で相談の上、資料に反映をさせる旨連絡があった。
- また、事務局が緊急時対応の改定案への修正意見がないことを確認し、作業部会として緊急時対応の改定案を取りまとめ、泊地域原子力防災協議会に報告することが了承された。

(2) その他

○特になし

以 上